

ホスティングサービス契約約款

令和4年4月1日

KDDI 株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 削除

- 第4条 削除

第3章 ホスティングサービスの提供区間等

- 第5条 ホスティングサービスの提供区間等

第4章 ホスティングサービス契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 ホスティングサービス契約申込の方法
- 第8条 ホスティングサービス契約申込の承諾
- 第9条 基本機能
- 第10条 削除
- 第11条 ホスティングサービスの利用の一時中断
- 第12条 ホスティングサービス契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第13条 ホスティングサービス契約者が行うホスティングサービス契約の解除
- 第14条 当社が行うホスティングサービス契約の解除
- 第15条 その他の契約内容の変更
- 第16条 その他の提供条件

第5章 付加機能

- 第17条 付加機能の提供
- 第18条 付加機能の利用の一時中断

第6章 利用中止等

- 第19条 ホスティングサービスの利用中止
- 第20条 ホスティングサービスの利用停止

第7章 通信

- 第21条 通信利用の制限等
- 第21条の2 同上
- 第22条 当社の契約約款等による制約

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

- 第23条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

- 第24条 定額利用料の支払義務
- 第25条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

- 第26条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び延滞利息

- 第27条 割増金
- 第28条 延滞利息

第9章 最低利用期間

- 第29条 最低利用期間

第10章 保守

- 第30条 ホスティングサービス契約者の維持責任
- 第31条 ホスティングサービス契約者の切分責任
- 第32条 修理又は復旧の順位

第11章 損害賠償

- 第33条 責任の制限
- 第34条 免責

第12章 雑則

- 第35条 承諾の限界
- 第36条 利用に係るホスティングサービス契約者の義務

- 第36条の2 ホスティングサービス契約者に係る情報の取得
- 第37条 ホスティングサービス契約者に係る情報の利用
- 第38条 法令に規定する事項
- 第39条 閲覧

第13章 附帯サービス

第40条 附帯サービス

別記

- 1 ホスティングサービスの提供区間
- 2 ホスティングサービス契約者の地位の継承
- 3 ホスティングサービス契約者の氏名等の変更
- 4 ホスティングサービス契約者の禁止行為
- 5 当社の維持責任
- 6 附帯サービスの提供
- 7 新聞社等の基準

料金表

通則

第1表 ホスティングサービスに係る料金等

- 第1 基本利用料
- 第2 付加機能利用料
- 第3 工事費

第2表 附帯サービスに係る料金等

- 第1 削除
- 第2 手数料
- 第3 削除
- 第4 支払証明書の発行に係るもの

別表 基本機能

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このホスティングサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりホスティングサービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、ホスティングサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、当社指定のホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 特定装置	ホスティングサービスを提供するためにホスティングサービス取扱所に設置する特定のドメイン名管理装置及び情報の蓄積又は転送等を行う装置等の電気通信設備であって、株式会社KDDIウェブコミュニケーションズが設置するもの
4 ホスティングサービス	特定装置及び特定装置に付随するコンピュータプログラム等を使用して行う電気通信サービス
5 ホスティングサービス取扱所	ホスティングサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 ホスティングサービス契約	当社からホスティングサービスの提供を受けるためのホスティングサービス契約
7 ホスティングサービス契約者	当社とホスティングサービス契約を締結している者
8 ユーザID	ホスティングサービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社がホスティングサービス契約に基づいて当該ホスティングサービス契約者に割り当てるもの

9 パスワード	ホスティングサービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当該ホスティングサービス契約者が当社に通知するもの
10 独自ドメイン名	ホスティングサービス契約者が所有するドメイン名（株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）
11 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
12 メールングリスト	ホスティングサービス契約者があらかじめ当社の特設装置に登録したメール着信先の一覧
13 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 削除

第4条 削除

第3章 ホスティングサービスの提供区間等

(ホスティングサービスの提供区間等)

第5条 当社のホスティングサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。
。

第4章 ホスティングサービス契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1のユーザーIDごとに1のホスティングサービス契約を締結します。この場合において、ホスティングサービス契約者は、1のホスティングサービス契約につき1人に限ります。

(ホスティングサービス契約申込の方法)

第7条 ホスティングサービス契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うホスティングサービス取扱所に提出していただきます。

(ホスティングサービス契約申込の承諾)

第8条 当社は、ホスティングサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのホスティングサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあったホスティングサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) ホスティングサービス契約の申込みをした者がホスティングサービス又は附帯サービスに係る料金、工事に関する費用又はその他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) ホスティングサービス契約の申込みをした者が第20条(ホスティングサービスの利用停止)の規定によりホスティングサービスの利用停止をされている、又は当社が行うホスティングサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) ホスティングサービス契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) その他ホスティングサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(基本機能)

第9条 当社は、ホスティングサービス契約者に対し、別表に定める基本機能を提供します。

第10条 削除

(ホスティングサービスの利用の一時中断)

第11条 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、ホスティングサービスの利用の一時中断(当該ホスティングサービス契約に基づいて利用するホスティングサービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(ホスティングサービス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第12条 ホスティングサービス契約者がホスティングサービス契約に基づいてホスティングサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(ホスティングサービス契約者が行うホスティングサービス契約の解除)

第13条 ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うホスティングサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行うホスティングサービス契約の解除)

第14条 当社は、第20条(ホスティングサービスの利用停止)の規定によりホスティングサービスの利用停止をされたホスティングサービス契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのホスティングサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、ホスティングサービス契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ホスティングサービスの利用停止をしないでそのホスティングサービス契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのホスティングサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをホスティングサービス契約者に通知します。

(その他の契約内容の変更)

第15条 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、第7条(ホスティングサービス契約申込の方法)第2号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(ホスティングサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第16条 ホスティングサービス契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第17条 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第2（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者がホスティングサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者が第20条（ホスティングサービスの利用停止）の規定によりホスティングサービスの利用停止をされている、又は当社が行うホスティングサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (4) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (6) 料金表第1表第2に特段の定めがあるとき。

2 当社は、料金表第1表第2に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第18条 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第6章 利用中止等

(ホスティングサービスの利用中止)

第19条 当社は、次の場合には、ホスティングサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ないとき。
- (2) 第21条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) ユーザID又はパスワードの漏洩が想定される事態を発見したとき。

2 当社は、前項の規定によりホスティングサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをホスティングサービス契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(ホスティングサービスの利用停止)

第20条 当社は、ホスティングサービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのホスティングサービス又は附帯サービスに係る料金その他の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金（当社がホスティングサービスに係る料金と料金月（1の暦月の起算日（当社がホスティングサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）単位で一括して請求するものに限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が当社に支払われるまでの間）、そのホスティングサービス又は附帯サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第36条（利用に係るホスティングサービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、ホスティングサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、複数のホスティングサービス契約を締結しているホスティングサービス契約者が、そのいずれかのホスティングサービス契約において、第36条（利用に係るホスティングサービス契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのホスティングサービス契約に係るホスティングサービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前2項の規定によりホスティングサービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をホスティングサービス契約者に通知します。

ただし、第1項第2号若しくは前項の規定によりホスティングサービスの利用停止をする場合は、この限ではありません。

第7章 通信

(通信利用の制限等)

第21条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が利用する電気通信設備であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機	関
気象機関	
水防機関	
消防機関	
災害救助機関	
秩序の維持に直接関係がある機関	
防衛に直接関係がある機関	
海上の保安に直接関係がある機関	
輸送の確保に直接関係がある機関	
通信役務の提供に直接関係がある機関	
電力の供給に直接関係がある機関	
水道の供給に直接関係がある機関	
ガスの供給に直接関係がある機関	
選挙管理機関	
別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関	
預貯金業務を行う金融機関	
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関	

2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。また、当社の電気通信設備を占有する等、その通信がホスティングサービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信は相手先に着信または相手先から着信しないことがあります。

第21条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

(当社の契約約款等による制約)

第22条 ホスティングサービス契約者は、当社の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、ホスティングサービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においてはホスティングサービスに係る通信を行うことはできません。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第23条 当社が提供するホスティングサービスに係る料金は、基本利用料（料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第1（基本利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）及び付加機能利用料（料金表第1表第2（付加機能利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供するホスティングサービスに係る工事に関する費用は、工事費（料金表第1表第3（工事費）に定める工事費をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第24条 ホスティングサービス契約者は、そのホスティングサービス契約に基づいて当社がホスティングサービスの提供を開始した日から起算してホスティングサービス契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、当社が提供するホスティングサービスの態様に応じて、定額利用料（料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第1（基本利用料）及び料金表第1表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりホスティングサービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、ホスティングサービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、ホスティングサービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、ホスティングサービス契約者は、次の場合を除いて、ホスティングサービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 ホスティングサービス契約者の責めによらない理由により、ホスティングサービスを全く利用できない状態（ホスティングサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのこと	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料

を当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき	
2 当社の故意又は重大な過失により、そのホスティングサービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第25条 ホスティングサービス契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第3（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのホスティングサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下 この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 ホスティングサービス契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第26条 ホスティングサービスに係る料金の計算方法並びにホスティングサービスに係る料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第27条 ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第28条 ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービスに係る料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限り

ではありません。

第9章 最低利用期間

(最低利用期間)

第29条 ホスティングサービスについては、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社がホスティングサービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間とします。

ただし、料金表に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

3 ホスティングサービス契約者は、前項の最低利用期間内にホスティングサービス契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

第10章 保守

(ホスティングサービス契約者の維持責任)

第30条 ホスティングサービス契約者は、善良な管理者の注意をもって特定装置を維持していただきます。

(ホスティングサービス契約者の切分責任)

第31条 ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービス契約者が特定装置に設定若しくは保存したコンピュータプログラム（当社が提供するコンピュータプログラムをホスティングサービス契約者が改変したもの及び当社が提供していないコンピュータプログラムをいいます。以下同じとします。）を利用している場合においてホスティングサービスを利用することができなくなったときは、そのコンピュータプログラムに問題等のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、ホスティングサービス契約者から要請があったときは、当社は、当社の設置した電気通信設備に故障がない事を確認し、その結果をホスティングサービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の確認により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ホスティングサービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がホスティングサービス契約者が設定もしくは設置したコンピュータプログラムにあったときは、ホスティングサービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、もしくは滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第21条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの

	選挙管理機関に設置されるもの 別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機 関に設置 されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置される もの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第33条 当社は、ホスティングサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのホスティングサービスが全く利用できない状態（当該ホスティングサービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該ホスティングサービスの損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ホスティングサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ホスティングサービスに係る定額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、ホスティングサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第1（基本利用料）又は料金表第1表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注）第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第34条 当社は、ホスティングサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理もしくは復旧の工事にあたって、ホスティングサービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合にそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。但し、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。

2 当社は、この約款等の変更により、ホスティングサービス契約者が設定若しくは設置したコンピュータプログラムの改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 当社は、コンピュータプログラムやデータ（ホスティングサービス契約者が保存した情報をいいます。）が、消失、破損、漏洩などの事象が発生しても、その損害については、当社に故意又は重過失がない限り、一切責任を負いません。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第35条 当社は、ホスティングサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたホスティングサービス契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係るホスティングサービス契約者の義務)

第36条 ホスティングサービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がホスティングサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がホスティングサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うホスティングサービス取扱所に届け出ること。

(4) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、ホスティングサービスを利用しないこと。

2 当社は、ホスティングサービス契約者の行為が別記4に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第4号の義務に違反したものとみなします。

3 ホスティングサービス契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(ホスティングサービス契約者に係る情報の取得)

第36条の2 ホスティングサービス契約者は、本サービス提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

(ホスティングサービス契約者に係る情報の利用)

第37条 当社は、第36条の2に定めるホスティングサービス契約者に係る情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、ホスティングサービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

2 第36条の2及び前項に定めるほか、本サービスに関して取得したホスティングサー

ビス契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社が定める「KDDIプライバシーポリシー（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>）」が適用されます。

（法令に規定する事項）

第38条 ホスティングサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記5に定めるところによります。

（閲覧）

第39条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第40条 ホスティングサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記6に定めるところによります。

別記

1 ホスティングサービスの提供区間

当社のホスティングサービスは、特定装置と相互接続点との間において提供します。

2 ホスティングサービス契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりホスティングサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うホスティングサービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 ホスティングサービス契約者の氏名等の変更

(1) ホスティングサービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うホスティングサービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(3) ホスティングサービス契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 ホスティングサービス契約者の禁止行為

ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

(2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為

(3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為

(4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為

(5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) ホスティングサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (14) その他法令に違反する行為
- (15) (1)から(14)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

6 附帯サービスの提供

(1) 削除

(2) IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行

ア 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのホスティングサービス契約者に代わって社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）又はJPRS等にIPアドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名の割当て、変更、移転若しくは廃止の申請手続き等を行います。

イ アの場合において、ホスティングサービス契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第2表（附帯サービスに関する料金等）に定める手数料を支払っていただきます。

ウ ホスティングサービス契約者は、ドメイン名（当社が別に定めるものに限ります。）を利用している場合は、当社が別に定めるところにより、料金表第2表（附帯サービスに関する料金等）に定める手数料を支払っていただきます。

(3) 削除

(4) 支払証明書の発行

ア 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、その契約者に係るホスティングサービスの支払証明書を発行します。

イ ホスティングサービス契約者は、アの申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（附帯サービスに関する料金等）に規定する発行手数料の支払いを要します。

7 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）を料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、月額料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金その他の計算については、この料金表に定める税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

(月額料金の日割)

- 5 額料金の日割は、次のとおりとします。

当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

 - ア 料金月の初日以外の日にはホスティングサービスの提供の開始があったとき。
 - イ 料金月の初日以外の日にはホスティングサービス契約の解除があったとき。
 - ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日には月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - エ 第24条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - オ 料金月の初日にホスティングサービスの提供を開始し、その日にそのホスティングサービス契約の解除があったとき。
 - カ 起算日の変更があったとき。
- 6 5の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第24条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 8 ホスティングサービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 10 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 11 当社は、当該月に請求すべき料金（税抜価格）の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 12 当社は、11の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、ホスティングサービス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 13 当社は、料金又は工事に関する費用について、ホスティングサービス契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 13の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 14 第24条（定額利用料の支払義務）から第25条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、ホスティングサービスの延滞利息については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

- 15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のホスティングサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

- 16 ホスティングサービスには、最低利用期間があります。
17 ホスティングサービス契約者は、最低利用期間内にホスティングサービス契約の解除があった場合は、第24条（定額利用料の支払義務）及び通則1から6まで（4を除きます。）の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(料金等の請求)

- 18 ホスティングサービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 ホスティングサービスに係る料金等

第1 基本利用料

1 適用

ホスティングサービスに係る基本利用料（定額利用料のものに限ります。）の適用については、第24条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容				
(1) タイプに係る料金の適用	<p data-bbox="475 517 1418 591">ア 当社は、ホスティングサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="475 591 1418 801"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 591 724 629">タイプの種類</th> <th data-bbox="724 591 1418 629">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 629 724 801">DNSタイプ</td> <td data-bbox="724 629 1418 801">複数のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="475 808 1418 882">イ 当社は、1のホスティングサービス契約ごとに1のユーザIDを定め、ホスティングサービス契約者にお知らせします。</p> <p data-bbox="475 889 1418 1048">ウ ホスティングサービスは、ホスティングサービスに係る利用者が特定装置に接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p data-bbox="475 1055 1418 1173">エ 当社は、1のホスティングサービス契約ごとにホスティングサービス契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p data-bbox="475 1180 1418 1299">オ 当社は、ホスティングサービス契約者からパスワードの変更の請求があったときは、特定装置にパスワードの変更の登録を行います。</p> <p data-bbox="475 1305 1418 1379">カ 当社は、相互接続点を介して特定装置と接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p>	タイプの種類	内 容	DNSタイプ	複数のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なもの
タイプの種類	内 容				
DNSタイプ	複数のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なもの				
(3) 削除					

2 料金額

(1) 削除

(2) 削除

(3) DNSタイプに係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
DNSタイプ	2,800円 (3,080円)

第2 削除

第3 削除

第2表 附帯サービスに関する料金等
第1 削除

第2 手数料

1 適用

手数料の適用については、別記7（IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 削除	削除
(2) 削除	削除
(3) IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行に係る手数料の適用	<p>ア IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行を請求したホスティングサービス契約者は、当社が別に定めるところにより、2（料金額）に定める手数料の支払いを要します。</p> <p>イ 一般トップレベルドメイン名（JPRSが割り当てるドメイン名以外のドメイン名であって、当社が別に定めるドメイン名をいいます。以下同じとします。）又はJPRSが割り当てる汎用JPドメイン名を変更することはできません。</p> <p>ウ 当社は、ドメイン名維持管理料については、日割は行いません。</p> <p>エ 利用することができる独自ドメインの種類は、当社が別に定めるところによるものとし、その登録及び変更は、当社が別に定めるところにより行っていただきます。</p>

2 料金額

(1) 削除

(2) 手数料

ア 一般トップレベルドメイン名に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額 （税抜価格 （税込価格））
申請手数料	1ドメイン名ごと に	6,000円 (6,600円)
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1ドメイン名ごと に	30,000円 (33,000円)
指定事業者（登録代行者）の変更に係るもの	1ドメイン名ごと に	6,000円 (6,600円)

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手数料の額 （税抜価格 （税込価格））
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごと に年額	4,600円 (5,060円)

イ JPRSが割り当てるドメイン名に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格 (税込価格))
ドメイン名の割当てに係るもの	1ドメイン名ごと に	6,000円 (6,600円)
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1ドメイン名ごと に	30,000円 (33,000円)
指定事業者（JPRSが定める指定事業者を いいます。）の変更に係るもの	1ドメイン名ごと に	3,000円 (3,300円)

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格 (税込価格))
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごと に年額	3,600円 (3,960円)

ウ 削除

第3 削除

第4 支払証明書の発行に係るもの

1 適用

支払証明書の発行に関する料金の適用については、別記6（附帯サービスの提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

内 容	
支払証明書の発行手数料の適用	ホスティングサービス契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 （税抜価格 （税込価格））
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行 1回ごとに	400 円 (440円)
備 考 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

別表

基本機能

区 分	提 供 条 件
1 削除	
2 削除	
3 DNS機能	<p>ホスティングサービス契約者が使用するゾーン情報（独自ドメイン名及びIPアドレス群によって構成されるものをいいます。以下同じとします。）を当社の特定装置に登録することによって、そのゾーンに係るデータを利用することができるようにするもの</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本基本機能は、ホスティングサービス契約者（DNSタイプに係るホスティングサービス契約者に限り、提供します。 2 ホスティングサービス契約者が利用できるゾーン情報の数は、1のホスティングサービス契約につき1に限り、提供します。 3 1のゾーン情報に登録できる独自ドメインの数は1まで、IPアドレス群の数は20までとします。 4 本基本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成20年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年4月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年12月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったホスティングサービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じたホスティングサービスに関する損害賠償については、なお従前のとおりとします。

4 削除

5 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社のDNSホスティングサービス契約約款（以下「廃止約款」といいます。）の規定により締結しているDNSホスティングサービス契約（以下この附則において「既存契約」といいます。）については、この改正規定実

施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正約款」といいます。）の規定により締結したDNSタイプに係るホスティングサービス契約に移行したものとします。

（最低利用期間に関する経過措置）

- 3 前項の規定に基づき移行したDNSタイプに係るホスティングサービス契約の最低利用期間は、当社が既存契約に係るDNSホスティングサービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間とします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

- 4 この改正規定実施前に、廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正約款中にこれに相当する規定があるときは、改正約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 5 この改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この改正約款にこれに相当する規定があるときは、この改正約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

（料金等の支払に関する経過措置）

- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、ホスティングサービス契約者は、別記6の(3)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第2表（附帯サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施時期）

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

（実施時期）

この改正規定は、平成23年3月22日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改定規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年5月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年8月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(一部の付加機能の廃止に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（コンピュータプログラム提供機能（ホームページ解析に係るものに限ります。）に限ります。）については、この改正規定実施の日において、提供の終了の請求があったものとみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成21年12月24日付附則第4項を「削除」に改めます。
- 3 平成26年11月1日付附則第3項を「削除」に改め、同第4項中「旧ホスティングサービス及び旧ホームページスタートサービス」とあるのは「旧ホスティングサービス」に改め、同第4項1号中「5,500円」とあるのは「2,520円」に改め、及び同第4項第2号を「削除」に改めます。
(経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 5 この改正規定実施の際、現に提供されている旧ホームページスタートサービスについては、この改正規定実施の日にそのホスティングサービス契約者（旧ホスティングサービスに係る者を含みます。）から旧ホームページスタートサービスの提供の終了に係る申し出があったものとみなして取り扱います。この場合において、そのホスティングサービス契約者は、その終了日の如何にかかわらず、旧ホームページスタートサービスの最低利用期間に係る残余の期間に対応する附帯サービス利用料については、その支払を要しません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。
(旧Gクラスに係るホスティングサービスの廃止等に関する経過措置)
- 2 平成28年2月29日付附則における次表左欄の規定（以下この附則において「廃止規定」といいます。）について、次表右欄に定める取扱いを行います。

平成28年2月29日付附則における規定	取扱い
第2項 表の左欄中「Gクラス」のもの 表の右欄中「旧Gクラス」のもの	削ります。 削ります。
第3項 表の左欄中「コンピュータプログラム提供機能」 及び「FTPアカウント追加」のもの 表の右欄中「旧コンピュータプログラム提供機能」 及び「旧FTPアカウント追加」のもの	削ります。 削ります。
第4項 (1) (基本利用料) ア (適用) の表 (2) (クラスに係る料金の適用) アの表中 「旧Gクラス」の行 (3) (プランに係る料金の適用) ウ (旧G クラスに係るもの) イ (料金額) ③ (旧Gクラスに係るもの) (2) (付加機能利用料) ア (適用) の表 (1) の行 (2) の行 イ (料金額) ② (旧Gクラスに係るもの) (3) (工事費) ア (適用) の表 (2) の行 イ (工事費の額) (1) 及び (2) の行	削ります。 削ります。 削ります。 「削除」に改めます。 「削除」に改めます。 削ります。 削ります。 「削除」に改めます。

3 削除

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成28年9月1日付附則第3項について、「削除」に改めます。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年4月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

(附則の改正)

2 次表の左欄に定める規定について、右欄に定める取扱いを行います。

平成21年12月24日付附則第5項	削除します。
平成26年11月1日付附則第2項及び第4項	削除します。
平成28年2月29日付附則第2項から第4項	削除します。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。